

内灘町スポーツ賞表彰要綱

1 趣 旨 『スポーツのまち』を標榜する本町の体育の向上とスポーツの奨励をはかるため、その成績顕著にして有能な個人、団体及び体育振興に功労のあった者に対し、内灘町スポーツ賞を贈り、その実績を町内に紹介して体育の充実に資する。

2 表彰基準 内灘町スポーツ賞条例施行規則第3条に基づき、次の条件を満たす者のうちから選考する。

体育功労賞

- 1 地域社会又は職域において、引き続き20年以上体育の振興に努め、競技団体の運営や選手養成に功績のあった者で、おおむね50歳以上であること。
- 2 前記のほか教育委員会で表彰に価すると認められた者

国際スポーツ賞

- 1 オリンピック大会、ワールドカップ大会、パラリンピック大会、又はアジア大会（等のレベルに準ずる大会）に出場し、入賞した団体又は個人
- 2 前記のほか教育委員会で表彰に価すると認められた者

スポーツ賞

- 1 国際スポーツ賞に該当する大会に出場した団体又は個人
- 2 国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会その他（国体レベルに準ずる大会）において3位以内に入賞した団体又は個人
- 3 前記のほか教育委員会で表彰に価すると認められた者

スポーツ奨励賞

- 1 県民スポーツ大会、県選手権大会及び全国県予選に優勝した団体又は個人（高校生以下を除く）
- 2 北陸三県大会、北信越大会、中部日本大会等に3位以内に入賞した団体又は個人。但し、北陸三県大会においての団体競技は優勝のみとする。
- 3 県新記録を樹立した者
- 4 個人については、過去に内灘町スポーツ賞の表彰を受けた者は、対象としない。
- 5 前記のほか教育委員会で表彰に価すると認められた者

ジュニアスポーツ奨励賞

- 1 県選手権大会及び全国県予選に優勝した高校生以下の団体又は個人
- 2 北陸三県大会、北信越大会、中部日本大会等に3位以内に入賞した団体又は個人。但し、北陸三県大会においての団体競技は優勝のみとする。
- 3 県新記録を樹立した者
- 4 前記のほか教育委員会で表彰に価すると認められた者

3 その他

- 1 表彰の選考対象としない大会は次のとおりとする。
 - ・石川県内全域を対象としていない大会
 - ・交流や健康づくりを目的とする大会
 - ・競技団体派閥や流派別の大会
 - ・出場する階級の参加者が少数の大会（概ね個人は30人以下、団体は10チーム以下）
 - ・招待大会や親善大会など
 - ・その他、具体的な大会名については内規に定める。
- 2 前各記に該当する者で品行素行の好ましくない者は表彰の対象としない。